

# 第4回嬉野市議会定例会議案

平成23年12月2日提出

嬉野市

議案番号	提出年月日	議案名	頁
67	平成23年12月2日	嬉野市乳幼児並びに就学前児童及び小学生の医療費の助成に関する条例の一部改正について	1
68	〃	指定管理者の指定について（嬉野市大野原地区コミュニティセンター）	4
69	〃	指定管理者の指定について（嬉野市嬉野老人福祉センター）	5
70	〃	指定管理者の指定について（嬉野市いきいきデイサービスセンター「湯つくらーと」）	6
71	〃	指定管理者の指定について（嬉野市志田焼の里博物館）	7
72	〃	平成23年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）	別冊
73	〃	平成23年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	〃
74	〃	平成23年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	〃
75	〃	平成23年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）	〃
76	〃	平成23年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号）	〃
77	〃	平成23年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）	〃
78	〃	平成23年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）	〃
79	〃	平成23年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計補正予算（第1号）	〃
80	〃	平成23年度嬉野市水道事業会計補正予算（第2号）	〃
81	〃	嬉野市教育委員会委員の任命について	8
82	〃	嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任について	9
83	〃	嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任について	10
84	〃	嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任について	11
85	〃	嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任について	12

議案第 67 号

嬉野市乳幼児並びに就学前児童及び小学生の医療費の助成に関する  
条例の一部改正について

嬉野市乳幼児並びに就学前児童及び小学生の医療費の助成に関する条例（平成 18 年嬉野市条例第 101 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 23 年 12 月 2 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 就学前児童の医療費助成が県内統一して窓口定額一部払方式となるため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市乳幼児並びに就学前児童及び小学生の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市乳幼児並びに就学前児童及び小学生の医療費の助成に関する条例（平成18年嬉野市条例第101号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

嬉野市子ども及び小学生の医療費の助成に関する条例

第1条中「乳幼児並びに就学前児童」を「子ども」に改める。

第2条第1項を次のように改める。

この条例において「子ども」とは、満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

第2条第2項を削り、同条第3項中「6歳」を「満6歳」に、「12歳」を「満12歳」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「乳幼児並びに就学前児童」を「子ども」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項から第8項までを1項ずつ繰り上げる。

第3条中「乳幼児並びに就学前児童」を「子ども」に、「小学生医療費」を「小学生の医療費」に改める。

第4条を次のように改める。

(助成)

第4条 市長は、助成対象者が保険給付を受けた場合は、次のとおり助成するものとする。

(1) 助成対象者が佐賀県内の保険医療機関等及び佐賀県外の保険医療機関等であって市長が別に定めるものにおいて子どもに係る保険給付を受けた場合は、その一部負担金に相当する額から保険医療機関等が保険者に請求する診療報酬明細書ごとに、通院の場合は1回の受診につき上限500円を2回目の受診まで控除した額を、入院の場合は上限1,000円を控除した額を助成するものとする。ただし、薬局については、一部負担金に相当する額を助成するものとする。

(2) 助成対象者が小学生に係る保険給付を受けた場合は、支払った一部負担金から、小学生一人につき各月500円の自己負担額を控除した額を助成するものとする。

(3) 助成対象者が、子ども及び小学生に係る保険給付につき医療費の全額を

負担した場合においては、第1号の規定を準用し、助成するものとする。

(4) 前3号の助成は、他の法令等により国若しくは地方公共団体による医療給付を受けた場合又は社会保険各法の規定に基づき規則、定款等により付加給付を受ける定めがある場合は、当該助成額からその額を除くものとする。

第5条中「乳幼児」を「子ども」に改め、同条第2項中「前条第2項」を「前条第1号」に改める。

第6条中「出生の日から満12歳の誕生日前日」を「満12歳に達する日」に改める。

第7条第1項中「第4条第1項、第3項及び第4項」を「第4条第2号及び第3号」に改め、同条第2項中「第4条第2項」を「第4条第1号」に改める。

第8条中「乳幼児並びに就学前児童」を「子ども」に改める。

第9条中「乳幼児」を「子ども」に改め、同条第1項中「自己又は」を削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例による改正後の嬉野市子ども及び小学生の医療費の助成に関する条例の規定は、平成24年4月1日以後に行われた医療に係る医療費の助成から適用し、平成24年3月31日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第68号

指定管理者の指定について

下記の公の施設の指定管理者を選定したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

- |                   |                             |
|-------------------|-----------------------------|
| 1 指定管理者が管理する施設の名称 | 嬉野市大野原地区コミュニティセンター          |
| 2 指定管理者の名称        | 大野原区自治会                     |
| 3 指定管理者の指定期間      | 平成24年4月1日から<br>平成27年3月31日まで |

平成23年12月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 嬉野市大野原地区コミュニティセンターの指定管理者の指定期間が平成24年3月31日で満了となるため、指定したいので、議会の議決が必要である。

議案第69号

指定管理者の指定について

下記の公の施設の指定管理者を選定したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

- |                   |                             |
|-------------------|-----------------------------|
| 1 指定管理者が管理する施設の名称 | 嬉野市嬉野老人福祉センター               |
| 2 指定管理者の名称        | 社会福祉法人嬉野市社会福祉協議会            |
| 3 指定管理者の指定期間      | 平成24年4月1日から<br>平成27年3月31日まで |

平成23年12月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 嬉野市嬉野老人福祉センターの指定管理者の指定期間が平成24年3月31日で満了となるため、指定したいので、議会の議決が必要である。

## 議案第70号

### 指定管理者の指定について

下記の公の施設の指定管理者を選定したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

#### 記

- |                   |                               |
|-------------------|-------------------------------|
| 1 指定管理者が管理する施設の名称 | 嬉野市いきいきデイサービスセンター<br>「湯つくらーと」 |
| 2 指定管理者の名称        | 社会福祉法人嬉野町社会事業助成会              |
| 3 指定管理者の指定期間      | 平成24年4月1日から<br>平成27年3月31日まで   |

平成23年12月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 嬉野市いきいきデイサービスセンターの指定管理者の指定期間が平成24年3月31日で満了となるため、指定したいので、議会の議決が必要である。

## 議案第 71 号

### 指定管理者の指定について

下記の公の施設の指定管理者を選定したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

#### 記

- |                   |   |
|-------------------|---|
| 1 指定管理者が管理する施設の名称 | 嬉野市志田焼の里博物館                             |
| 2 指定管理者の名称        | 志田焼の里振興会                                |
| 3 指定管理者の指定期間      | 平成 24 年 4 月 1 日から<br>平成 27 年 3 月 31 日まで |

平成 23 年 12 月 2 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 嬉野市志田焼の里博物館の指定管理者の指定期間が平成 24 年 3 月 31 日で満了となるため、指定したいので、議会の議決が必要である。

議案第81号

嬉野市教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市塩田町大字馬場下甲3561番地

氏 名 淵 正幸

昭和19年9月11日生

平成23年12月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 嬉野市教育委員会委員の任期が平成24年2月16日で満了となるため、再度任命したいので、議会の同意を求める必要がある。

議案第82号

嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を嬉野市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市嬉野町大字下宿丙57番地1

氏 名 森本 正敏

昭和10年6月26日生

平成23年12月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の任期が平成24年2月16日で満了となるため、再度選任したいので、議会の同意を求める必要がある。

議案第83号

嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を嬉野市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市嬉野町大字下宿丙2400番地6

氏 名 小野原 康男

昭和12年7月29日生

平成23年12月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の任期が平成24年2月16日で満了となるため、再度選任したいので、議会の同意を求める必要がある。

議案第84号

嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を嬉野市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市塩田町大字馬場下甲1818番地1

氏 名 松尾 貞明

昭和16年5月7日生

平成23年12月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の任期が平成24年2月16日で満了となるため、再度選任したいので、議会の同意を求める必要がある。

議案第85号

嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を嬉野市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市塩田町大字馬場下丙671番地

氏 名 桑原 和隆

昭和14年2月21日生

平成23年12月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の任期が平成24年2月16日で満了となるため、再度選任したいので、議会の同意を求める必要がある。